

入試年度	2026年度	入試時期	I期入学試験	実施日	2025年 9月10日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	民事法学専攻
入試方式	一般入学試験 外国人留学生入学試験 (B区分) 社会人特別入学試験	試験科目		専門科目：民法（家族法）	

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

【出題の意図】

婚姻に関する基本的な知識を判例を踏まえて確認する問題である。問1は、婚姻意思と離婚意思の違いに関する理解から、大学院での研究に必要とされる家族法の基本的な知識の理解を確認する。問2は、婚姻と内縁(事実婚)の違いを死亡解消時における財産の清算の観点から法律婚と内縁の違いという、大学院での研究に必要とされる家族法の基本的な知識の理解を確認する。

【解答例（採点時の観点）】

【出題の意図】

婚姻に関する基本的な知識を判例を踏まえて確認する問題である。問1は、婚姻意思と離婚意思の違いに関する理解から、大学院での研究に必要とされる家族法の基本的な知識の理解を確認する。問2は、婚姻と内縁(事実婚)の違いを死亡解消時における財産の清算の観点から法律婚と内縁の違いという、大学院での研究に必要とされる家族法の基本的な知識の理解を確認する。

【解答例（採点時の観点）】

問1、問2双方とも、判例の立場を説明できるかを最低限度の内容として評価し、学説の状況、それを踏まえた自説の展開があれば加点するよう評価した。

問1

婚姻意思が実質的意思説であること、離婚意思が形式的意思説であるという判例の状況を説明することが必要である。そのうえで、判例に対して賛成する場合には、婚姻意思では、真に社会観念上夫婦であると認められる関係までが必要であるのか、仮装婚との関係で説明することが求められる。離婚意思については、法律上の婚姻関係を解消する意思で十分とされるのかを説明することが求められる。判例に反対する場合には、判例の立場を説明した上で、批判を論理的に述べる必要がある。

問2

内縁の死亡解消時において、内縁配偶者に相続権が認められないことから「相続」による方法はとれないことを指摘する。そのうえで、生前解消の場合と同様に「財産分与」の規定を類推適用できるかを、否定する判例の見解を説明する必要がある。判例と同様に財産分与の適用を否定する場合には、「その他の方法」として共有物分割、不当利得など自らが考える方法を説明しなければならない。判例に反対し財産分与の規定を類推適用する場合には、その他の方法による場合の不都合を指摘する。

合否判定の方法及び基準

入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。

入試年度	2026年度	入試時期	I期入学試験	実施日	2025年 9月10日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	民事法学専攻
入試方式	一般入学試験 外国人留学生入学試験 (B区分) 社会人特別入学試験	試験科目		専門科目： 商法(総則・商行為・会社)	

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

【出題の意図】

本問は、募集株式発行の差止めの要件を、条文操作だけでなく支配権争いの文脈で論じられるかを問う問題である。まず会社法 210 条により、株主は①法令・定款違反、または②著しく不公正な方法による発行で、自らに不利益のおそれがあるとき差止めを請求できる。本件では「資金調達」の名目と実態が食い違い、しかも X・Y 対立下で既存株式数の 2 倍もの公募がされるため、形式上は公募でも、実質は X の持株比率と影響力を大幅に希釈して Y 側の支配権維持を図るものではないか、という点を検討させるのが狙いである。すなわち、210 条 1 項 2 号の「著しく不公正な方法」と、資金調達目的と支配権維持目的が併存する場合の「主要目的」判断を問うている。

【解答例（採点時の観点）】

結論は、X が差止めを求め得るとして、その理由づけにつき、①根拠条文を 210 条 1 項 2 号に置くこと、②「不利益」は持株比率の 30%が発行後約 10%へ低下するという議決権希釈で基礎づけること、③資金調達の必要性が乏しい以上、正当目的よりも支配権維持・X 排除目的が優越すると評価すること、の 3 点を示すことが望ましい。

合否判定の方法及び基準

入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。